

川崎市告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年2月2日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 薬局（調剤）の部 変更

指定番号	変更 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	変更事項（前）
川－31059	令和8年1月1日	なの花薬局川崎東有馬店 宮前区東有馬五丁目24番1号	アルファ薬局

令和7年度 医科（訪問看護）の部 変更

指定番号	変更 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所	変更事項（前）
川－9162	令和7年11月10日	地域まるとケアステーション川崎 幸区鹿島田3-18-18	幸区北加瀬3-19-5 コスモマンション303